

# 家庭的保育事業等 (地域型保育事業)

確認指導及び監査  
主眼事項及び着眼点

令和5年度

川崎市 こども未来局

# 確認指導及び確認監査の結果通知について

(川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱抜粋)

(指導及び監査結果の通知等)

第6条 指導及び監査結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

(1) 指導結果の通知等

監査担当は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(2) 監査結果の通知等

監査担当は、監査の結果、法に定める措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(結果の公表等)

第7条 こども未来局長は、当該年度の指導結果及び監査結果に係る指導監査結果報告書を作成するものとし、その概要を本市のホームページに公表する。

## 関係法令及び通知等の略称

No.	関係法令及び通知等	略称
1	(平成24年8月22日法律第65号) 子ども・子育て支援法	法
2	(平成26年9月5日条例第36号) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例	運営基準条例
3	<u>(令和5年5月19日付こ成保38、5文科初第483号通知)</u> 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知



3	小規模保育事業A型・B型	
(1)	地域区分等	24
ア	地域区分	24
イ	認定区分	24
ウ	年齢区分	24
エ	保育必要量区分	24
(2)	基本部分	24
ア	基本分単価	24
(3)	基本加算部分	27
ア	処遇改善等加算Ⅰ	27
イ	保育士比率向上加算	27
ウ	障害児保育加算	27
エ	休日保育加算	28
オ	夜間保育加算	29
カ	減価償却費加算	29
キ	賃借料加算	30
(4)	加減調整部分	31
ア	連携施設を設定していない場合	31
イ	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	32
ウ	管理者を配置していない場合	32
エ	常態的に土曜日に閉所する場合	32
(5)	乗除調整部分	33
ア	定員を恒常的に超過する場合	33
(6)	特定加算部分	34
ア	処遇改善等加算Ⅱ	34
<u>イ</u>	<u>処遇改善等加算Ⅲ</u>	34
<u>ウ</u>	<u>冷暖房費加算</u>	34
<u>エ</u>	<u>除雪費</u>	34
<u>オ</u>	<u>降灰除去費加算</u>	34
<u>カ</u>	<u>施設機能強化推進費加算</u>	35
<u>キ</u>	<u>栄養管理加算</u>	36
<u>ク</u>	<u>第三者評価受審加算</u>	37
4	小規模保育事業C型	
(1)	地域区分等	38
ア	地域区分	38
イ	定員区分	38

ウ	認定区分	38
エ	保育必要量区分	38
(2)	基本部分	38
ア	基本分単価	38
(3)	基本加算部分	40
ア	処遇改善等加算Ⅰ	40
イ	資格保有者加算	40
ウ	障害児保育加算	40
エ	減価償却費加算	41
オ	賃借料加算	41
(4)	加減調整部分	42
ア	連携施設を設定していない場合	42
イ	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	43
ウ	管理者を設置していない場合	43
エ	土曜日に閉所する場合	43
(5)	乗除調整部分	44
ア	定員を恒常的に超過する場合	44
(6)	特定加算部分	44
ア	処遇改善等加算Ⅱ	44
<u>イ</u>	<u>処遇改善等加算Ⅲ</u>	45
<u>ウ</u>	<u>冷暖房費加算</u>	45
<u>エ</u>	<u>除雪費加算</u>	45
<u>オ</u>	<u>降灰除去費加算</u>	45
<u>カ</u>	<u>施設機能強化推進費加算</u>	45
<u>キ</u>	<u>栄養管理加算</u>	47
<u>ク</u>	<u>第三者評価受審加算</u>	47
5	事業所内保育事業	
(1)	地域区分等	49
ア	地域区分	49
イ	定員区分	49
ウ	認定区分	49
エ	年齢区分	49
オ	保育必要量区分	49
(2)	基本部分	49
ア	基本分単価	49
イ	従業員枠の子どもの場合	52

(3) 基本加算部分	52
ア 処遇改善等加算Ⅰ	52
イ 保育士比率向上加算	52
ウ 障害児保育加算	53
エ 休日保育加算	53
オ 夜間保育加算	54
カ 減価償却費加算	55
キ 賃借料加算	56
(4) 加減調整部分	57
ア 連携施設を設定していない場合	57
イ 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	57
ウ 管理者を設置していない場合	57
エ 土曜日に閉所する場合	57
(5) 乗除調整部分	58
ア 定員を恒常的に超過する場合	58
(6) 特定加算部分	59
ア 処遇改善等加算Ⅱ	59
<u>イ 処遇改善等加算Ⅲ</u>	59
<u>ウ</u> 冷暖房費加算	59
<u>エ</u> 除雪費	59
<u>オ</u> 降灰除去費加算	60
<u>カ</u> 施設機能強化推進費加算	60
<u>キ</u> 栄養管理加算	61
<u>ク</u> 第三者評価受審加算	62



項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>ア 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>イ 応諾義務（正当の理由のない提供拒否の禁止）</p> <p>ウ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p> <p>エ 市町村が行うあっせんへの協力</p> <p>オ 利用調整への協力</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、項目テに規定する規程の概要、項目ヨに規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務の体制、項目シの規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で選考しているか。</p> <p>(2) (1)の特定地域型保育事業者は、(1)の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。</p> <p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第 54 条第 1 項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p> <p>特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>運営基準条例第 38 条</p> <p>法 45 条第 1 項 運営基準条例第 39 条第 1 項</p> <p>法 45 条第 2 項 運営基準条例第 39 条第 2 項</p> <p>運営基準条例第 39 条第 3 項</p> <p>運営基準条例第 40 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 40 条第 2 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
力 教育・保育提供困難時の対応	<p>特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>運営基準条例第39条第4項</p>
キ 受給資格等の確認	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）により、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認しているか。</p>	<p>運営基準条例第8条準用</p>
ク 教育・保育給付認定申請に係る援助	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに法第20条第1項の規定による申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定に係る変更の認定の申請が遅くとも当該教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>運営基準条例第9条第1項準用</p> <p>運営基準条例第9条第2項準用</p>
ケ 子どもの心身の状況の把握	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>運営基準条例第41条</p>
コ 特定教育・保育施設等との連携	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この項目において同じ。）について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。</p>	<p>運営基準条例第11条準用</p>
サ 教育・保育の提供の記録	<p>利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されて特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>運営基準条例第12条準用</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
シ 利用者負担額等の受領（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けているか。</p>	<p>法第 29 条第 3 項第 2 号 運営基準条例第 43 条第 1 項</p>
	<p>(2) 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領することをいう。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。（3）において同じ。）の支払を受けているか。</p>	<p>運営基準条例第 43 条第 2 項</p>
	<p>(3) 特定地域型保育事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。</p>	<p>運営基準条例第 43 条第 3 項</p>
	<p>(4) 特定地域型保育事業者は、(1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定地域型保育事業において提供される便宜に要する費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から④までに掲げる費用のみとしているか。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定地域型保育事業に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定地域型保育事業等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 特定地域型保育事業に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④ ①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育事業において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>運営基準条例第 43 条第 4 項</p>
	<p>(5) 特定地域型保育事業者は、(1)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しているか。</p>	<p>運営基準条例第 43 条第 5 項</p>
	<p>(6) 特定地域型保育事業者は、(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、(4)の金銭の支払に係る同意を除き文書</p>	<p>運営基準条例第 43 条第 6 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ス 施設型給付等の額の通知	<p>による同意を得ているか。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費を含む。以下この項目において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、項目シの（2）の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>運営基準条例第14条第1項準用</p> <p>運営基準条例第14条第2項準用</p>
セ 特定地域型保育の取扱方針	<p>特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。</p>	<p>運営基準条例第44条</p>
ソ 評価（自己評価、外部評価）	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。</p>	<p>運営基準条例第45条第1項</p> <p>運営基準条例第45条第2項</p>
タ 相談及び援助	<p>特定地域型保育事業者は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>運営基準条例第17条準用</p>
チ 事故防止及び事故発生時の対応（職員）	<p>特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>運営基準条例第18条準用</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ツ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を教育・保育給付認定を行った市町村に通知しているか。</p>	<p>運営基準条例第 19 条準用</p>
テ 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示	<p>特定地域型保育事業者は、次の①から⑪に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（項目二において「運営規程」という）を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的及び運営の方針</li> <li>② 提供する特定地域型保育の内容</li> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</li> <li>⑤ 項目シの規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</li> <li>⑥ 利用定員</li> <li>⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（項目ウに規定する選考方法を含む。）</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</li> </ul>	<p>運営基準条例第 46 条</p>
ト 勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めているか。</li> <li>(2) 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育事業の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しているか。</li> <li>(3) 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</li> </ul>	<p>運営基準条例第 47 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 47 条第 2 項</p> <p>運営基準条例第 47 条第 3 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ナ 定員の遵守	<p>特定地域型保育事業者は、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。</p>	<p>運営基準条例第48条</p>
ニ 掲示	<p>特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>運営基準条例第23条準用</p>
又 差別の禁止	<p>特定地域型保育事業者においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>運営基準条例第24条準用</p>
ネ 虐待等の禁止	<p>特定地域型保育事業者の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>運営基準条例第25条準用</p>
<p>㇏ 秘密保持、個人情報保護</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ているか。</p>	<p>運営基準条例第27条第1項準用</p> <p>運営基準条例第27条第2項準用</p> <p>運営基準条例第27条第3項準用</p>
<p>㇏ 情報の提供等</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業を選択することができるように、当該地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>運営基準条例第28条第1項準用</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>㊦ 利益供与等の禁止</p>	<p>(2) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（(2)において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>運営基準条例第 28 条第 2 項準用</p> <p>運営基準条例第 29 条第 1 項準用</p> <p>運営基準条例第 29 条第 2 項準用</p>
<p>㊧ 苦情解決</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育事業に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定こどもなど」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(4) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育事業に関し、法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 特定地域型保育事業者は、市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>運営基準条例第 30 条第 1 項準用</p> <p>運営基準条例第 30 条第 2 項準用</p> <p>運営基準条例第 30 条第 3 項準用</p> <p>運営基準条例第 30 条第 4 項準用</p> <p>運営基準条例第 30 条第 5 項準用</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
△ 地域との連携	<p>特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>運営基準条例第 31 条準用</p>
<p>ホ 事故発生時の対応・事故の再発防止</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じているか。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。</p> <p>ウ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(4) 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>運営基準条例第 32 条第 1 項準用</p> <p>運営基準条例第 32 条第 2 項準用</p> <p>運営基準条例第 32 条第 3 項準用</p> <p>運営基準条例第 32 条第 4 項準用</p>
マ 提供する教育・保育の質の向上	<p>特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めているか。</p>	<p>法 33 条第 5 項準用</p>
<p>ニ 会計の区分</p> <p>ヒ 記録の整備</p>	<p>特定地域型保育事業者は特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しているか。</p>	<p>運営基準条例第 33 条準用</p> <p>運営基準条例第 49 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 49 条第 2 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>✖ 特別利用地域型保育の基準</p>	<p>ア 項目セに規定する特定地域型保育の提供に当たっての計画  イ 項目サに規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録  ウ 項目ツに規定する市町村への通知に係る記録  エ 項目への(2)に規定する苦情の内容等の記録  オ 項目マの(3)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しているか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(項目ヤの(1)の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、項目(2)の(2)の規定により定められた利用定員の数を超えていないか。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。項目ヤの(3)において同じ。)を、それぞれ含むものとして、運営基準条例第37条から第52条(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。項目ヤの(3)において同じ。)の規定を適用しているか。</p>	<p>運営基準条例第51条第1項</p> <p>運営基準条例第51条第2項</p> <p>運営基準条例第51条第3項</p>
<p>㊦ 特定地域型保育の基準</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例(平成26年川崎市条例第35号)で定める基準を遵守しているか。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者が、(1)の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(項目モの(1)の規定により特別利用地域型保育を提供する場合</p>	<p>運営基準条例第52条第1項</p> <p>運営基準条例第52条第2項</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
<p><b>ヤ</b> 確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）</p> <p><b>ユ</b> 連携施設の設定</p>	<p>にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる 1 号認定どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、項目（2）の（2）の規定により定められた利用定員の数を超えていないか。</p> <p>（3） 特定地域型保育事業者が、（1）の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、運営基準条例第 37 条から 52 条の規定を適用しているか。</p> <p>特定地域型保育事業者は、法 47 条第 2 項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第 48 条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前 1 月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育事業の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>（1） 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下同じ）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しているか。</p> <p>ア 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>イ 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下同じ）を提供すること。</p> <p>ウ 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあつては、項目（2）の（2）に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>（2） 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第 41 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、（1）の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しているか。</p>	<p>運営基準条例第 52 条第 3 項</p> <p>法第 46 条第 5 項</p> <p>運営基準条例第 42 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 42 条第 6 項</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>(3) 事業所内保育事業（項目（2）の（2）の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、（1）の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、（1）ア及びイに掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>(4) 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（（6）において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、（1）の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる</p> <p>(5) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設の設置者等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(6) 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、（1）の規定にかかわらず、運営基準条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>運営基準条例第42条第7項</p> <p>運営基準条例第42条第8項</p> <p>運営基準条例第42条第9項</p> <p>運営基準条例附則第5項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>2 家庭的保育事業</p> <p>(1) 地域区分等</p> <p>ア 地域区分(①)</p> <p>イ 認定区分(②)</p> <p>ウ 保育必要量区分(③)</p> <p>(2) 基本部分</p> <p>ア 基本分単価(④)</p>	<p>利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた平 27 府告示 49 別表第一による区分が適用されているか。</p> <p>利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。</p> <p>利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されているか。</p> <p>(1) 地域区分(①)、認定区分(②)、保育必要量区分(③) (以下「地域区分等」) に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成は次の(ア)から(ウ)までのとおりであり、これらが充足されているか。</p> <p>(ア) 保育従事者 基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。</p> <p>i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者 子ども 3 人につき家庭的保育者 1 人 (家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人)</p> <p>ii その他 上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者 1 人当たり、研修代替保育従事者として年間 3 日分の費用を算定<sup>(注)</sup></p> <p>(注) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</p> <p>(イ) その他</p> <p>i 非常勤調理員等 (注) (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>ii 非常勤事務職員 (注 1・2)</p>	<p>留意事項通知別紙 5 I 1.</p> <p>留意事項通知別紙 5 I 2.</p> <p>留意事項通知別紙 5 I 3.</p> <p>留意事項通知別紙 5 II 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 5 II 1. (2)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(3) 基本加算部分</p> <p>ア 処遇改善等加算Ⅰ(⑤)</p> <p>イ 資格保有者加算(⑥)</p> <p>ウ 家庭的保育補助者加算(⑦)</p>	<p>(注1) 利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者加算(⑦)の適用を受ける事業所を除く。</p> <p>(注2) 家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>iii 嘱託医・嘱託歯科医</p>	
	<p>(3) 連携施設経費</p> <p>基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第6条第1項に定める連携施設(同上第2項及び第4項第2号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第3項及び第5項に定める連携協力を行う者を含む。本項、項目(3)及び項目(4)アにおいて同じ。)に係る経費が算定されているか。連携施設を設定していない事業所については、項目(4)アによる調整が行われているか。</p>	<p>留意事項通知別紙5 II 1. (3)</p>
	<p>(1) この加算については、「<u>施設型給付費等に係る処遇改善等加算について</u>」(最終改正：令和4年11月7日付け府子本第968号、4文科初第1553号、子発1107号第3号通知。以下「<u>令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</u>」という。)に定めるとおり、加算しているか。</p>	<p>留意事項通知別紙5 III 1. (1)</p>
	<p>(2) この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、<u>令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</u>に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙5 III 1. (2)</p>
	<p>(1) この加算が認定されている場合、保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者が配置されているか。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙5 III 2. (1)</p> <p>留意事項通知別紙5 III 2. (3)</p>
<p>(1) この加算が認定されている場合、家庭的保育補助者が配置<sup>(注)</sup>されているか。</p> <p>(注)非常勤の調理員(食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合(⑬)の調整の適用を受ける事業所を除く。)とは別途、家庭的保育補助者の配置が必要。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月</p>	<p>留意事項通知別紙5 III 3. (1)</p> <p>留意事項通知別紙5</p>	

項目	基本的考え方	関係法令等
エ 家庭的保育支援加算(⑧)	<p>(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、地域区分等及び各月初日の利用子どもの人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p> <p>(1) この加算が認定されている場合、家庭的保育支援者(注1)又は連携施設(注2)から代替保育等の特別な支援(注3)を受けて保育を実施しているか。</p> <p>(注1) 家庭的保育支援者は、以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行う者とする。なお、家庭的保育支援者は、専任の者を、原則として連携施設に配置すること。また、家庭的保育支援者の配置は、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。</p> <p>① 保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者であること。</p> <p>② 心身ともに健全であること。</p> <p>③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。</p> <p>④乳幼児の保育に関し虐待等の問題が無いと認められること。</p> <p>⑤児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことが無いこと。</p> <p>(注2) 連携施設は以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行うものとする。</p> <p>① 連携施設であること。</p> <p>② 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している専任の保育士等(以下「担当者」という。)を配置すること。担当者は家庭的保育支援者に求められる要件を満たした者であること。</p> <p>(注3) 家庭的保育支援者又は連携施設は以下の支援又は業務を行うこととする。</p> <p>① 事業所の求めに応じて、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備すること。</p> <p>② 保育標準時間認定を受けた子ども等への保育や延長保育、家庭的保育者が病気、研修参加又は休暇等を取得する場合等に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。その場合は必要に応じて家庭的保育支援者又は担当者が連携施設まで送迎を行うこと。</p>	<p>Ⅲ 3. (2)</p> <p>留意事項通知別紙 5 Ⅲ 3. (3)</p> <p>留意事項通知別紙 5 Ⅲ 4. (1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
才 障害児保育加算(⑨)	<p>③ 家庭的保育事業の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。</p> <p>④ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携施設に招いたり、乳幼児の健康診断を連携施設の利用子どもとともに行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携施設や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。</p> <p>⑤ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者又は担当者は少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。また、その状況等について市町村との情報共有を図ること。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(1) この加算が認定されている場合、障害児(軽度障害児を含む。)(注)に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準が障害児2人につき1人とされているか。その際の計算に当たっては、配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になっているか。</p> <p>(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。</p> <p>&lt;算式&gt;  <math display="block">\{ \text{利用子ども数(障害児を除く)} \times 1/5 \text{ (小数点第1位まで計算)} \} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (〃)} \} = \text{必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)}</math> </p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額の算定は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Iの単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙5 III 4. (2)</p> <p>留意事項通知別紙5 III 4. (3)</p> <p>留意事項通知別紙5 III 5. (1)</p> <p>留意事項通知別紙5 III 5. (2)</p> <p>留意事項通知別紙5 III 5. (3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
カ 減価償却費加算(⑩)	<p>(1) この加算が認定されている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であること(注1)</p> <p>(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</p> <p>(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)</p> <p>(エ) 賃借料加算(⑪)の対象となっていないこと</p> <p>(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。</p> <p>① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</p> <p>② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと</p> <p>③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とされているか。なお、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>	<p>留意事項通知別紙5 Ⅲ6.(1)</p> <p>留意事項通知別紙5 Ⅲ6.(2)</p> <p>留意事項通知別紙5 Ⅲ6.(3)</p>
キ 賃借料加算(⑪)	<p>(1) この加算が認定されている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること(注)</p> <p>(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること</p> <p>(ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>(エ) 減価償却費加算(⑩)の対象となっていないこと</p> <p>(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること</p>	<p>留意事項通知別紙5 Ⅲ7.(1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等																			
(4) 加減調整部分 ア 連携施設を設定していない場合 <sup>(12)</sup>	<p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2)この加算が認定されている場合、以下の地域の区分ごとに定められた額とされているか。</p> <table border="1" data-bbox="472 421 1704 880"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> </tbody> </table> <p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>	区分		都道府県	A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	都市部	B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	都市部	C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県	都市部	D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	都市部	<p>留意事項通知別紙5Ⅲ7.(2)</p> <p>留意事項通知別紙5Ⅲ7.(3)</p>
	区分		都道府県																		
A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県																			
	都市部																				
B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県																			
	都市部																				
C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県																			
	都市部																				
D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																			
	都市部																				
	<p>(1) 連携施設を設定しない場合に、加減調整されているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日</p>	<p>留意事項通知別紙5Ⅳ1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙5Ⅳ1.(2)</p>																			

項目	基本的考え方	関係法令等
イ 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合(13)	<p>に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) (1)の調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(1) 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合に、加減調整されているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) (1)の調整額は、適用される基本分単価(4)、処遇改善等加算Ⅰ(5)及び家庭的保育支援加算(8)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙5 IV 1. (3)</p> <p>留意事項通知別紙5 IV 2. (1)</p> <p>留意事項通知別紙5 IV 2. (2)</p> <p>留意事項通知別紙5 IV 2. (3)</p>
ウ 土曜日に閉所する場合(14)	<p>(1) 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する場合、加減調整されているか。また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育事業と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) (1)の調整額は、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じて定められた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙5 IV 3. (1)</p> <p>留意事項通知別紙5 IV 3. (3)</p>
(5) 特定加算部分 ア 処遇改善等加算Ⅱ(15)	<p>(1) この加算については、<a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a>に定めるとおり、加算しているか。</p> <p>(2) この加算額は、処遇改善等加算Ⅱ-①又はⅡ-②の<a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a>に定</p>	<p>留意事項通知別紙5 V 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙5</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
<u>イ 処遇改善等加算Ⅲ (16)</u>	<p>められる額を各月初日に利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(1) <u>この加算については、令和 4 年 11 月 7 日付け府子本第 968 号等通知に定めるとおり、加算しているか。</u></p> <p>(2) <u>この加算額は、令和 4 年 11 月 7 日付け府子本第 968 号等通知に定める額に対象人数を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</u></p>	<p>V 1. (2)</p> <p>留意事項通知別紙 5 V 2. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 5 V 2. (2)</p>
<u>ウ 冷暖房費加算 (17)</u>	<p>加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。</p> <p>一級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24 年法律第 200 号)別表に規定する一級地をいう。</p> <p>二級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</p> <p>三級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</p> <p>四級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</p> <p>その他地域：上記以外の地域をいう。</p>	<p>留意事項通知別紙 5 V 3. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 5 V 3. (2)</p>
<u>エ 除雪費加算 (18)</u>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項に規定する地域に事業所が所在しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙 5 V 4. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 5 V 4. (2)</p>
<u>オ 降灰除去費加算 (19)</u>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法(昭和 48 年法律第 61 号)第 23 条第 1 項に規定する降灰防除地域に事業所が所在しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3 月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙 5 V 5. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 5 V 5. (2)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p><b>カ</b> 施設機能強化 推進費加算 (20)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組（注1～3）を行う事業所で、以下の事業等を複数実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</li> <li>ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの（対象子どもは、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）における平均対象子どもが1人以上いること。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</li> <li>iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</li> <li>iv 乳児が3人以上利用している事業所（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</li> <li>v 障害児（軽度障害児を含む。）（注4）が1人以上利用している事業所（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</li> </ul> <p>（注1）取組の実施方法の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</li> <li>ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</li> </ul> <p>（注2）取組に必要な経費の額、取組に必要な経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</p> <p>（注3）支出対象経費</p> <p>需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要</p>	<p>留意事項通知別紙5 V6.（1）</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>キ 栄養管理加算 (21)</p>	<p>する費用は含まない。)</p> <p>(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p> <p>(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受けているか。 (注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とされているか。</p> <p>(ア) 配置(注1)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目(3)アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(イ) 兼務(注2)定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目(3)アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(ウ) 嘱託(注3)定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p>	<p>留意事項通知別紙5 V6.(3)</p> <p>留意事項通知別紙5 V6.(4)</p> <p>留意事項通知別紙5 V7.(1)</p> <p>留意事項通知別紙5 V7.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>ク 第三者評価審査加算(㉒)</p>	<p>(注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。</p> <p>(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。</p> <p>(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙5 V8.(1)</p> <p>留意事項通知別紙5 V8.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>3 小規模保育事業 A 型・B 型</p> <p>(1) 地域区分等</p> <p>ア 地域区分 (①)</p> <p>イ 定員区分 (②)</p> <p>ウ 認定区分 (③)</p> <p>エ 年齢区分 (④)</p> <p>オ 保育必要量区分 (⑤)</p> <p>(2) 基本部分</p> <p>ア 基本分単価 (⑥)</p>	<p>利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた平 27 府告示 49 別表第一による区分が適用されているか。</p> <p>利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。</p> <p>利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。</p> <p>利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。 年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価 (⑥)、処遇改善等加算 I (⑦)、保育士比率向上加算 (⑧)、障害児保育加算 (⑨) 及び夜間保育加算 (⑩) の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用されているか。</p> <p>利用必要量に応じた区分が適用されているか。</p> <p>(1) 地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、年齢区分 (④)、保育必要量区分 (⑤) (以下「地域区分等」) に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成は次の (ア)、(イ) のとおりであり、これらが充足されているか。 (ア) 保育従事者 (※) 基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の保育従事者 (小規模保育事業 A 型にあっては保育士) が配置されていること。 i 年齢別配置基準 (※) a 小規模保育事業 A 型 1、2 歳児 6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人、先に加えて 1 人</p>	<p>留意事項通知別紙 6 I 1.</p> <p>留意事項通知別紙 6 I 2. 留意事項通知別紙 6 I 3. 留意事項通知別紙 6 I 4.</p> <p>留意事項通知別紙 6 I 5.</p> <p>留意事項通知別紙 6 II 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 6 II 1. (2)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>上記はすべて保育士であること。</p> <p>(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。</p> <p>(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。</p> <p>&lt;算式&gt;</p> <p>{1、2歳児数×1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数×1/3 (同)} +1=配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>b 小規模保育事業B型</p> <p>1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人</p> <p>上記のうち、1/2以上は保育士であること。</p> <p>(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。</p> <p>(注2) 確認に当たっては以下の算式1 (保育従事者数)、算式2 (保育士数) によること。</p> <p>&lt;算式1&gt;</p> <p>{1、2歳児数×1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数×1/3 (同)} +1=配置基準上保育従事者数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>&lt;算式2&gt;</p> <p>配置基準上保育従事者数×1/2=配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>ii その他 (※)</p> <p>a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者1人 (小規模保育事業A型にあつては保育士)</p> <p>b 上記iの保育従事者1人当たり、研修代替保育従事者として年間3日分の費用を算定<sup>(注)</sup></p> <p>(注) 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</p> <p>(※) 小規模保育事業A型における保育士には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。) 第29条第3項並びに附則第7条及び第8条に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。</p>	

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>(※) 小規模保育事業B型における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第31条第3項に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。</p> <p>(イ) その他</p> <p>i 管理者 1人</p> <p>(注) 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると認められた者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。</p> <p>&lt;児童福祉事業等に従事したものの例示&gt; 児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校における教諭、市町村の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等</p> <p>&lt;同等以上の能力を有すると認められるものの例示&gt; 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等</p> <p>ii 非常勤調理員等 (注) (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>iii 非常勤事務職員 (注) (注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>iv 嘱託医・嘱託歯科医</p> <p>(3) 連携施設経費 基本分単価には、家庭的保育事業等設備運営基準第6条第1項に定める連携施設(同条第2項及び第4項第2号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第3項及び第5項に定める連携協力を行うものを含む。本項目及び項目(4)アにおいて同じ。)に係る経費を算定されているか。連携施設を設定していない事業所については、項目(4)アによる調整が行われているか。</p>	<p>関係法令等</p> <p>意事項通知別紙6 II 1.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
(3) 基本加算部分 ア 処遇改善等加算Ⅰ(⑦)	(1) この加算については、 <a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a> に定めるとおり、加算しているか。	留意事項通知別紙6Ⅲ1.(1)
	(2) この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、 <a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a> に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。	留意事項通知別紙6Ⅲ1.(2)
イ 保育士比率向上加算(⑧) ＜小規模保育事業B型＞	(1) この加算が認定されている場合、年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となる事業所であるか。 その際の計算にあたっては、以下の算式によること。 ＜算式＞ 配置基準上保育従事者数（小数点以下四捨五入）×3/4＝必要保育士数（小数点以下四捨五入）	留意事項通知別紙6Ⅲ2.(1)
	(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。	留意事項通知別紙6Ⅲ2.(2)
	(2) この加算が認定されている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	留意事項通知別紙6Ⅲ2.(3)
ウ 障害児保育加算(⑨)	(1) この加算が認定されている場合、障害児（軽度障害児を含む。）(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人としているか。 (注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。	留意事項通知別紙6Ⅲ3.(1)
	その際の計算にあたっては、以下の算式によること。 ＜算式＞ {1、2歳児数（障害児を除く）×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {乳児数（同）×1/3（同）} + {障害児数×1/2（同）} + 1＝配置基準上保育士・保育従事者数（小	



項目	基本的考え方	関係法令等
エ 休日保育加算 ⑩	<p>数点以下四捨五入)</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。</p> <p>(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する事業所(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。))又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所(以下「共同実施事業所」という。)を含む。)を市町村が指定して実施すること。</p> <p>(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条(A型)又は第31条第2項(B型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。</p> <p>(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</p> <p>(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所(以下「休日保育対象事業所」という。)から、当該休日保育対象事業所における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。な</p>	<p>留意事項通知別紙6 Ⅲ3.(2)</p> <p>留意事項通知別紙6 Ⅲ3.(3)</p> <p>留意事項通知別紙6 Ⅲ4.(1)</p> <p>留意事項通知別紙6 Ⅲ4.(2)</p> <p>留意事項通知別紙6 Ⅲ4.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
オ 夜間保育加算 (11)	<p>お、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。</p> <p>(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。</p> <p>なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。</p> <p>(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。</p> <p>(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件で夜間保育を実施しているか。</p> <p>(ア) 設置経営主体 夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。</p> <p>(イ) 事業所 夜間保育所を行う事業所であること。</p> <p>(ウ) 職員 管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。</p> <p>(エ) 設備及び備品 仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。</p> <p>(オ) 開所時間 開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか</p>	<p>留意事項通知別紙6 Ⅲ4.(4) 留意事項通知別紙6 Ⅲ5.(1)</p> <p>留意事項通知別紙6 Ⅲ5.(3)</p>
カ 減価償却費加	<p>(1) この加算が認定されている場合、以下の(ア)から(エ)全てに該当しているか。</p>	<p>留意事項通知別紙6</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
算(12)	<p>(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること(注1)</p> <p>(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</p> <p>(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)</p> <p>(エ) 賃借料加算(13)の対象となっていないこと</p> <p>(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</li> <li>② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと</li> <li>③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</li> </ol> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日)に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2)この加算が認定されている場合の加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とされているか。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。</p>	<p>Ⅲ 6.(1)</p> <p>留意事項通知別紙 6 Ⅲ 6.(2)</p> <p>留意事項通知別紙 6 Ⅲ 6.(3)</p>
キ 賃借料加算(13)	<p>(1) この加算が認定されている場合、以下の(ア)から(エ)の全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること(注)</p> <p>(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること</p> <p>(ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331号第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>(エ) 減価償却費加算(12)の対象となっていないこと</p> <p>(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上で</p>	<p>留意事項通知別紙 6 Ⅲ 7.(1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等																			
<p>(4) 加減調整部分</p> <p>ア 連携施設を設定していない場合(14)</p>	<p>あること</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とされているか。</p> <table border="1" data-bbox="472 496 1704 965"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> </tbody> </table>	区分		都道府県	A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	都市部	B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	都市部	C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県	都市部	D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	都市部	<p>留意事項通知別紙 6 III 7.(2)</p> <p>留意事項通知別紙 6 III 7.(3)</p>
	区分		都道府県																		
A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県																			
	都市部																				
B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県																			
	都市部																				
C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県																			
	都市部																				
D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																			
	都市部																				
<p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p> <p>(1) 連携施設を設定しない場合、加減調整されているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) (1)の調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙 6 IV 1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙 6 IV 1.(2)</p> <p>留意事項通知別紙 6 IV 1.(3)</p>																				

項目	基本的考え方	関係法令等
イ 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (15)	<p>(1) 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第 16 条第 2 項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合、加減調整されているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p>	<p>留意事項通知別紙 6 IV 2. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 6 IV 2. (2)</p>
ウ 管理者を配置していない場合 (16)	<p>(2) 調整額は、適用される基本分単価 (6)、処遇改善等加算 I (7) 及び夜間保育加算 (11) の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙 6 IV 2. (3)</p>
エ 土曜日に閉所する場合 (17)	<p>(1) 項目 (2) アの (2) (イ) i の (注) の要件を満たす管理者を配置 (※) していない場合、加減調整されているか。</p> <p>(※) 2 以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したことにはならないこと。</p> <p>(2) (1) の加減調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙 6 IV 3. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 6 IV 3. (3)</p>
	<p>(1) 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日 (国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。) に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合、加減調整されているか。また、開所していても保育を提供していない場合についても加減調整されているか。</p> <p>なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所 (居宅訪問型保育事業所は除く。) 又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。</p> <p>(2) (1) の加減調整額の算定は、適用される基本分単価 (6)、処遇改善等加算 I (7)、障害児保育加算 (9) 及び夜間保育加算 (11) の額の合計に、地域区分等及び閉所日数 (当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。) に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙 6 IV 4. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 6 IV 4. (3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(5) 乗除調整部分 ア 定員を恒常的に超過する場合 (18)</p>	<p>(1) この調整は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合、適用されているか。</p> <p>(ア) 直前の連続する5年間常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上(令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するもの(以下本項において「特定事業所」という。)にあっては133%以上)の状態にある事業所</p> <p>なお、保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。</p> <p>また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。</p> <p>なお、小規模保育事業は定員19人以下の事業であるが、(イ)に該当する地域に所在する事業所を除き、定員を超えて22人まで(特定事業所にあっては25人まで)の受け入れが可能であること。</p> <p>(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>(注2) 年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(イ) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に定める離島その他の地域に所在する定員19人を超えて子どもを受け入れる事業所</p> <p>(2) 当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、以下によるものとする。</p> <p>(ア) (1)の(ア)に該当する事業所 本調整措置が適用される事業所における基本分単価(6)から土曜日に閉所する場合(17)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙6 V1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙6 V1.(2)</p> <p>留意事項通知別紙6 V1.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
(6) 特定加算部分 ア 処遇改善等加算Ⅱ (19)	(1) この加算については、 <u>令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</u> に定めるとおり、加算しているか。 (2) この加算額は、処遇改善等加算Ⅱ－①及びⅡ－②の <u>令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</u> に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日に利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	留意事項通知別紙6 VI1.(1) 留意事項通知別紙6 VI1.(2)
<u>イ 処遇改善等加算Ⅲ (20)</u>	(1) <u>この加算については、令和4年11月7日付け府子本第968号等通知に定めるとおり、加算しているか。</u> (2) <u>この加算額は、令和4年11月7日付け府子本第968号等通知に定める額に対象人数を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</u>	留意事項通知別紙6 VI2.(1) 留意事項通知別紙6 VI2.(2)
<u>ウ 冷暖房費加算 (21)</u>	加算額は、以下の地域の区分に応じて定める加算額とされているか。 一級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。 二級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。 三級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。 四級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。 その他地域：上記以外の地域をいう。	留意事項通知別紙6 VI3.(1)
<u>エ 除雪費加算 (22)</u>	(1) この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に事業所が所在しているか。 (2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	留意事項通知別紙6 VI4.(1) 留意事項通知別紙6 VI4.(2)
<u>オ 降灰除去費加算 (23)</u>	(1) この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条第1項に規定する降灰防除地域に事業所が所在しているか。	留意事項通知別紙6 VI5.(1)

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>カ 施設機能強化 推進費加算(㉔)</p>	<p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施しているか。</p> <p>i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの(対象子どもは、月(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているもの)と取り扱う。))における平均対象子どもが1人以上いること。))ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している事業所(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)</p> <p>v 障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している事業所(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)(注4)</p> <p>(注1) 取組の実施方法の例示</p> <p>i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</p> <p>ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> <p>(注2) 取組に必要となる経費の額取組に必要となる経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</p>	<p>留意事項通知別紙6 VI 5.(2)</p> <p>留意事項通知別紙6 VI 6.(1)</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
<p>主 栄養管理加算 (25)</p>	<p>(注3) 支出対象経費            需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・            役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費            (防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要す            る費用は含まない。)</p> <p>(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳の交付の有無は問わない。医師による診断書、巡            回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な            資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得            た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども            の単価に加算されているか。</p> <p>(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(注)して、栄養士から献立や            アレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。            (注) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用            している場合も対象となる。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月            初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞ            れに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)            とされているか。            (ア) 配置(注1) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目(3)アの(2)で            認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする            (イ) 兼務(注2) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目(3)アの(2)で            認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日 の利用子ども数で除して得た額とする。</p>	<p>留意事項通知別紙 6 VI 6.(3)</p> <p>留意事項通知別紙 6 VI 6.(4)</p> <p>留意事項通知別紙 6 VI 7.(1)</p> <p>留意事項通知別紙 6 VI 7.(2)</p> <p>留意事項通知別紙 6 VI 7.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>ク 第三者評価受審加算(㉔)</p>	<p>(ウ) 嘱託(注3)定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。  (注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。  (注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。  (注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p> <p>(2) 加算の認定  (注) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできない。</p> <p>(3) この加算の認定(注)がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙6 VI8.(1)</p> <p>留意事項通知別紙6 VI8.(2)</p> <p>留意事項通知別紙6 VI8.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>4 小規模保育事業C型</p> <p>(1) 地域区分等</p> <p>ア 地域区分(①)</p> <p>イ 定員区分(②)</p> <p>ウ 認定区分(③)</p> <p>エ 保育必要量区分(④)</p> <p>(2) 基本部分</p> <p>ア 基本分単価(⑤)</p>	<p>利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた平 27 府告示 49 別表第一による区分が適用されているか。</p> <p>利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。</p> <p>利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。</p> <p>利用必要量に応じた区分が適用されているか。</p> <p>(1) 地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、保育必要量区分(④) (以下「地域区分等」) に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成は次の(ア)、(イ)のとおりであり、これらが充足されているか。</p> <p>(ア) 保育従事者</p> <p>基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の保育従事者が配置されていること。</p> <p>i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者</p> <p>子ども 3 人につき家庭的保育者 1 人 (家庭的保育補助者を配置する場合は子ども 5 人)</p> <p>ii その他</p> <p>a 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所については非常勤保育従事者 1 人</p> <p>b 上記 i の家庭的保育者及び家庭的保育補助者 1 人当たり、研修代替保育従事者として年間 3 日分の費用を算定 (注)</p> <p>(注) 当該費用については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</p>	<p>留意事項通知別紙 7 I 1.</p> <p>留意事項通知別紙 7 I 2.</p> <p>留意事項通知別紙 7 I 3.</p> <p>留意事項通知別紙 7 I 4.</p> <p>留意事項通知別紙 7 II 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 7 II 1. (2)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>(イ) その他</p> <p>i 管理者 1人</p> <p>(注) 管理者は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。</p> <p>&lt;児童福祉事業等に従事した者の例示&gt; 児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等</p> <p>&lt;同等以上の能力を有すると認められる者の例示&gt; 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等</p> <p>ii 非常勤調理員等(注1・2)</p> <p>(注1) グループのうちいずれかの利用子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が兼ねることができること。</p> <p>(注2) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる</p> <p>iii 非常勤事務職員(注)</p> <p>(注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>iv 嘱託医・嘱託歯科医</p> <p>(3) 連携施設経費 基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第6条第1項に定める連携施設(同条第2項及び第4項第2号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第3項及び第5項に定める連携協力を行う者を含む。本項及び項目(4)アにおいて同じ。)に係る経費を算定しているか。連携施設を設定していない事業所については、項目(4)アによる調整が行われているか。</p>	<p>留意事項通知別紙7 II 1.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
(3) 基本加算部分		
ア 処遇改善等加算Ⅰ(⑥)	<p>(1) この加算については、<a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a>に定めるとおり、加算しているか。</p> <p>(2) この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、<a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a>に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙7Ⅲ1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7Ⅲ1.(2)</p>
イ 資格保有者加算(⑦)	<p>(1) この加算が認定されている場合、保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置しているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、地域区分等及び資格保有者の人数に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙7Ⅲ2.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7Ⅲ2.(2)</p> <p>留意事項通知別紙7Ⅲ2.(3)</p>
ウ 障害児保育加算(⑧)	<p>(1) この加算が認定されている場合、障害児(軽度障害児を含む。)(注)に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人とされているか。その際の計算に当たっては、各グループに配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。</p> <p>(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。</p> <p>&lt;算式&gt;  {グループの利用子ども数(障害児を除く)×1/5(小数点第1位まで計算)}+{障害児数×1/2(〃)}=必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	<p>留意事項通知別紙7Ⅲ3.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7Ⅲ3.(2)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>エ 減価償却費加算(⑨)</p>	<p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p> <p>(1) この加算が認定されている場合、以下の(ア)から(エ)全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有であること(注1)</p> <p>(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</p> <p>(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)</p> <p>(エ) 賃借料加算(⑩)の対象となっていないこと</p> <p>(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。</p> <p>① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</p> <p>② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと</p> <p>③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日)に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とされているか。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。</p>	<p>留意事項通知別紙7Ⅲ3.(3)</p> <p>留意事項通知別紙7Ⅲ4.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7Ⅲ4.(2)</p> <p>留意事項通知別紙7Ⅲ4.(3)</p>
<p>オ 賃借料加算(⑩)</p>	<p>(1) この加算が認定されている場合、以下の(ア)から(エ)の全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること(注)</p> <p>(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること</p>	<p>留意事項通知別紙7Ⅲ5.(1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等																			
(4) 加減調整部分 ア 連携施設を設定していない場	<p>(ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331号第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>(エ) 減価償却費加算(⑨)の対象となっていないこと</p> <p>(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とされているか。</p> <table border="1" data-bbox="472 692 1704 1166"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> </tbody> </table>	区分		都道府県	A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	都市部	B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	都市部	C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県	都市部	D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	都市部	<p>留意事項通知別紙7 III 5.(2)</p> <p>留意事項通知別紙7 III 5.(3)</p>
	区分		都道府県																		
A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県																			
	都市部																				
B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県																			
	都市部																				
C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県																			
	都市部																				
D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																			
	都市部																				
<p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p> <p>(1) 連携施設を設定しない場合、加減調整されているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月</p>	<p>留意事項通知別紙7 IV 1.(1)</p>																				

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>合(⑪)</p> <p>イ 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合(⑫)</p> <p>ウ 管理者を配置していない場合(⑬)</p> <p>エ 土曜日に閉所する場合(⑭)</p>	<p>(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) (1)の調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(1) 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合、加減調整されているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) 調整額は、適用される基本分単価(⑤)、処遇改善等加算Ⅰ(⑥)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(1) 項目(2)アの(2)(イ) iの(注)の要件を満たす管理者を配置(※)していない場合、加減調整されているか。 (※)2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したことにはならないこと。</p> <p>(2) (1)の加減調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(1) 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合、加減調整されているか。また、開所していても保育を提供していない場合についても加減調整されているか。 なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。</p> <p>(2) (1)の加減調整額の算定は、適用される基本分単価(⑤)、処遇改善等加算Ⅰ(⑥)、及び障害児保育加算(⑧)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙7 Ⅳ1.(2)</p> <p>留意事項通知別紙7 Ⅳ1.(3)</p> <p>留意事項通知別紙7 Ⅳ2.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7 Ⅳ2.(2)</p> <p>留意事項通知別紙7 Ⅳ2.(3)</p> <p>留意事項通知別紙7 Ⅳ3.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7 Ⅳ3.(3)</p> <p>留意事項通知別紙7 Ⅳ4.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7 Ⅳ4.(3)</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(5) 乗除調整部分 ア 定員を恒常的に超過する場合 (15)</p>	<p>(1) この調整は、直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある場合、適用されているか。なお、保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。なお、小規模保育事業C型は定員15人以下の事業であることから、定員15人を超えて子どもを受け入れることはできないこと。</p> <p>（注1）利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>（注2）年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の利用子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>（1）の要件に適合しなくなった場合は、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) 本調整措置が適用される事業所における基本分単価(5)から土曜日に閉所する場合(14)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p>	<p>留意事項通知別紙7 V1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7 V1.(2)</p> <p>留意事項通知別紙7 V1.(3)</p>
<p>(6) 特定加算部分 ア 処遇改善等加算Ⅱ (16)</p>	<p>(1) この加算については、<a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a>に定めるとおり、加算しているか。</p> <p>(2) この加算額は、処遇改善等加算Ⅱ-①及びⅡ-②の<a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a>に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日に利用子ども数で除して得た額とされているか。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p>	<p>留意事項通知別紙7 VI1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7 VI1.(2)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
イ 処遇改善等加算Ⅲ (17)	<p>(1) <u>この加算については、令和4年11月7日付け府子本第968号等通知に定めるとおり、加算しているか。</u></p> <p>(2) <u>この加算額は、令和4年11月7日付け府子本第968号等通知に定める額に対象人数を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</u></p>	<p>留意事項通知別紙6 VI 2.(1)</p> <p>留意事項通知別紙6 VI 2.(2)</p>
ウ 冷暖房費加算 (18)	<p>加算額は、以下の地域の区分に応じて定める加算額とされているか。</p> <p>一級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</p> <p>二級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</p> <p>三級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</p> <p>四級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</p> <p>その他地域：上記以外の地域をいう。</p>	<p>留意事項通知別紙7 VI 3.(2)</p>
エ 除雪費加算 (19)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に事業所が所在しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙7 VI 4.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7 VI 4.(2)</p>
オ 降灰除去費加算 (20)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条第1項に規定する降灰防除地域に事業所が所在しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙7 VI 5.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7 VI 5.(2)</p>
カ 施設機能強化推進費加算 (21)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施しているか。</p> <p>i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月において</p>	<p>留意事項通知別紙7 VI 6.(1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>は、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの（対象子どもは、月（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）における平均対象子どもが1人以上いること。））ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について』以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業とし実施しているもの。）</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している事業所（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>v 障害児（軽度障害児を含む。）（注4）が1人以上利用している事業所（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</p> <p>（注1）取組の実施方法の例示</p> <p>i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</p> <p>ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> <p>（注2）取組に必要となる経費の額取組に必要となる経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</p> <p>（注3）需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）</p> <p>（注4）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳の交付の有無は問わない。医師による診断書、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>（2）この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙7 VI 6. (3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>主 栄養管理加算 (22)</p>	<p>(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。 (注) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とされているか。</p> <p>(ア) 配置(注1) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目(3)アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする</p> <p>(イ) 兼務(注2) 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目(3)アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(ウ) 嘱託(注3) 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。 (注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。 (注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。 (注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。</p>	<p>留意事項通知別紙7 VI 6.(4) 留意事項通知別紙7 VI 7.(1)</p> <p>留意事項通知別紙7 VI 7.(2)</p> <p>留意事項通知別紙7 VI 7.(3)</p>
<p>欠 第三者評価受審加算(23)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p>	<p>留意事項通知別紙7 VI 8.(1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>(2) 加算の認定  (注) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできない。</p> <p>(3) この加算の認定(注)がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙7  VI 8.(2)</p> <p>留意事項通知別紙7  VI 8.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
5 事業所内保育事業		
(1) 地域区分等		
ア 地域区分(①)	利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた平 27 府告示 49 別表第一による区分が適用されているか。	留意事項通知別紙 8 I 1.
イ 定員区分(②)	利用する事業所の利用定員の総和に応じた区分を適用する。	留意事項通知別紙 8 I 2.
ウ 認定区分(③)	利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。	留意事項通知別紙 8 I 3.
エ 年齢区分(④)	利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。 年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価(⑥)、処遇改善等加算Ⅰ(⑧)、保育士比率向上加算(⑨)、障害児保育加算(⑩)及び夜間保育加算(⑫)の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。	留意事項通知別紙 8 I 4.
オ 保育必要量区分(⑤)	利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されているか。	留意事項通知別紙 8 I 5.
(2) 基本部分		
ア 基本分単価(⑥)	(1) 地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、年齢区分(④)、保育必要量区分(⑤)(以下「地域区分等」)に応じて定められた額とされているか。	留意事項通知別紙 8 II 1.(1)
	(2) 基本分単価に含まれる職員構成は次の(ア)、(イ)のとおりであり、これらが充足されているか。	留意事項通知別紙 8 II 1.(2)
	(ア) 保育従事者(※)	
	基本分単価における必要保育従事者数は以下の i と ii を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の保育従事者(小規模保育事業 A 型の基準が適用される事業所及び定員 20 人以上の事業所)にあっては保育士)が配置されていること。	
	i 年齢別配置基準	
	a 小規模保育事業 A 型の基準が適用される事業所(※)	
	1、2 歳児 6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人、左記に加えて 1 人	

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>上記は全て保育士であること。</p> <p>(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。</p> <p>(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。</p> <p>&lt;算式&gt;</p> <p>{1、2歳児数×1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数×1/3 (同)} +1=配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>b 小規模保育事業B型の基準が適用される事業所</p> <p>1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人</p> <p>上記のうち、1/2以上は保育士であること。</p> <p>(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。</p> <p>(注2) 確認に当たっては以下の算式1 (保育従事者数)、算式2 (保育士数) によること。</p> <p>&lt;算式&gt;</p> <p>{1、2歳児数×1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数×1/3 (同)} +1=配置基準上保育従事者数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>&lt;算式2&gt;</p> <p>配置基準上保育従事者数×1/2=配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>c 利用定員20人以上の事業所 (※)</p> <p>1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人</p> <p>上記は全て保育士であること。</p> <p>(注1) ここでいう「1、2歳児」、「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。</p> <p>(注2) 確認に当たっては以下の算式によること。</p> <p>&lt;算式&gt;</p> <p>{1、2歳児数×1/6 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>ii その他 (※)</p> <p>a 利用定員20人以上の事業所については1人</p> <p>b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する事業所について、利用定員19人以下の事業所は非常勤保育従事者1人 (小規模保育事業A型にあっては保育士)、利用定員20人以上の事業所は保</p>	

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>育士1人（注1）</p> <p>c 上記 i 及び ii の a、b（利用定員 20 人以上の事業所に限る。）の保育従事者 1 人当たり、研修代替保育従事者として年間 3 日分の費用を算定（注 2）</p> <p>（注 1） 事業所全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。</p> <p>（注 2） 当該費用については、保育従事者が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</p> <p>（※）小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型の基準が適用される事業所における保育士には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第 47 条第 3 項、附則第 7 条及び附則第 8 条に基づいて、又は、利用定員 20 人以上の事業所における保育士には、家庭的保育事業等設備運営基準第 44 条第 3 項、附則第 7 条及び附則第 8 条に基づいて市町村が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。</p> <p>（イ） その他</p> <p>i 管理者 1 人</p> <p>（注）管理者は児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。</p> <p>&lt;児童福祉事業等に従事した者の例示&gt;</p> <p>児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等</p> <p>&lt;同等以上の能力を有すると認められる者の例示&gt;</p> <p>公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等</p> <p>ii 調理員等</p> <p>a 利用定員 19 人以下の事業所 非常勤調理員等（注）</p> <p>b 利用定員 20 人以上の事業所 利用定員 40 人以下の事業所は 1 人、41 人以上の事業所は 2 人（注）</p> <p>（注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を</p>	



項目	基本的考え方	関係法令等
<p>イ 従業員枠の子どもの場合 (7)</p> <p>(3) 基本加算部分</p> <p>ア 処遇改善等加算Ⅰ (8)</p> <p>イ 保育士比率向上加算 (9) ＜小規模保育事業B型の基準が適用される事業所＞</p>	<p>置かないことができる。</p> <p>iii 非常勤事務職員 (注) (注) 管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>iv 嘱託医・嘱託歯科医</p> <p>(3) 連携施設経費 基本分単価には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条第1項に定める連携施設(同条第2項及び第4項第2号により市町村が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、それぞれ同条第3項及び第5項に定める連携協力を行う者を含む。本項目及び項目(4)のAにおいて同じ。)に係る経費を算定しているか。連携施設を設定していない事業所については、項目(4)のAによる調整が行われているか。</p> <p>(1) この加算については、事業主が雇用する労働者の子どもの場合に加算しているか。</p> <p>(2) 事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価(6)の額については、基本分単価(6)の額に定められた調整率を乗じて得た額としているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。</p> <p>(1) この加算については、<a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a>に定めるとおり、加算しているか。</p> <p>(2) この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、<a href="#">令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</a>に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。</p> <p>(1) この加算が認定されている場合、年齢別配置基準について、保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となる事業所であるか。 その際の計算にあたっては、以下の算式によること。 ＜算式＞ 配置基準上保育従事者数(小数点以下四捨五入)×3/4=必要保育士数(小数点以下四捨五入)</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初</p>	<p>関係法令等</p> <p>意事項通知別紙8 Ⅱ1.(3)</p> <p>意事項通知別紙8 Ⅱ2.(1) 意事項通知別紙8 Ⅱ2.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ1.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ2.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ウ 障害児保育加算(⑩)	<p>日に(1)に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p> <p>(1) この加算が認定されている場合、障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人としているか (注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。</p> <p>その際の計算にあたっては、以下の算式によること。 &lt;算式&gt;  <math display="block">\{1, 2 \text{ 歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))} \} + \{ \text{乳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)} \} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)} \} + 1 \text{ (利用定員 20 人以上の事業所の場合を除く)} = \text{配置基準上保育士・保育従事者数 (小数点以下四捨五入)}</math> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、対象となる子どもの地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p> </p>	<p>Ⅲ 2.(2)</p> <p>留意事項通知別紙 8 Ⅲ 2.(3)</p> <p>留意事項通知別紙 8 Ⅲ 3.(1)</p> <p>留意事項通知別紙 8 Ⅲ 3.(2)</p> <p>留意事項通知別紙 8 Ⅲ 3.(3)</p>
エ 休日保育加算(⑪)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。 (ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する事業所(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(住宅訪問型保育事業所は除く。))又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する事業所(以下「共同実施事業所」という。)を含む。)を市町村が指定して実施すること。 (イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第 29 条第 2 項並びに附則第 6 条から第 9 条(A型)又は第 31 条</p>	<p>留意事項通知別紙 8 Ⅲ 4.(1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
オ 夜間保育加算 (12)	<p>第2項(B型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。</p> <p>(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</p> <p>(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる事業所(以下「休日保育対象事業所」という。)から、当該休日保育対象事業所における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。          なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。</p> <p>(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象事業所を利用する、休日保育対象事業所以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。          なお、当該休日保育対象事業所が共同実施事業所である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。</p> <p>(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。</p> <p>(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件で夜間保育を実施しているか。</p> <p>(ア) 設置経営主体          夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。</p> <p>(イ) 事業所          夜間保育所を行う事業所であること。</p>	<p>留意事項通知別紙8 Ⅲ4.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ4.(3)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ4.(4)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ5.(1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
力 減価償却費加算(13)	<p>(ウ) 職員 管理者は、保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。</p> <p>(エ) 設備及び備品 仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。</p> <p>(オ) 開所時間 開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。</p> <p>(1) この加算が認定されている場合、以下の(ア)から(エ)全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 事業所内保育事業の用に供する建物が自己所有であること(注1)</p> <p>(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</p> <p>(ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)</p> <p>(エ) 賃借料加算(14)の対象となっていないこと</p> <p>(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。</p> <p>① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</p> <p>② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと</p> <p>③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とされているか。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。</p>	<p>留意事項通知別紙8 Ⅲ5.(3)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ6.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ6.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ6.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等																			
キ 賃借料加算 ⑭	<p>(1) この加算が認定されている場合、以下の(ア)から(エ)の全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 事業所内保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること(注)</p> <p>(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること</p> <p>(ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331号第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>(エ) 減価償却費加算⑬の対象となっていないこと</p> <p>(注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算が認定されている場合の加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とされているか。</p> <table border="1" data-bbox="472 758 1704 1230"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>	区分		都道府県	A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	都市部	B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	都市部	C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県	都市部	D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	都市部	<p>留意事項通知別紙8 Ⅲ7.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ7.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 Ⅲ7.(3)</p>
区分		都道府県																			
A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県																			
	都市部																				
B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県																			
	都市部																				
C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県																			
	都市部																				
D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県																			
	都市部																				

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(4) 加減調整部分</p> <p>ア 連携施設を設定していない場合 (15)</p> <p>イ 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 (16)</p> <p>ウ 管理者を配置していない場合 (17)</p> <p>エ 土曜日に閉所する場合 (18)</p>	<p>(1) 連携施設を設定しない場合、加減調整されているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) (1)の調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(1) 食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合、加減調整されているか。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) (1)の調整額は、適用される基本分単価(6)(事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価(6)の額については、基本分単価(6)の額に従業員枠の子どもの場合(7)の調整率を乗じて得た額)、処遇改善等加算Ⅰ(8)及び夜間保育加算(12)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(1) 項目(2)アの(2)(イ) iの(注)の要件を満たす管理者を配置(※)していない場合、加減調整されているか。</p> <p>※2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したこととはならないこと。</p> <p>(2) (1)の加減調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(1) 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合、加減調整されているか。また、開所していても保育を提供していない場合についても加減調整されているか。</p> <p>なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く。)又は企業主導</p>	<p>留意事項通知別紙8 IV 1.(1) 留意事項通知別紙8 IV 1.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 IV 1.(3) 留意事項通知別紙8 IV 2.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 IV 2.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 IV 2.(3)</p> <p>留意事項通知別紙8 IV 3.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 IV 3.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 IV 4.(1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(5) 乗除調整部分 ア 定員を恒常的に超過する場合 (19)</p>	<p>型保育施設と共同保育を実施することにより、事業所を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱う。</p> <p>(2) (1)の調整額は、適用される基本分単価(⑥)(事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価(⑥)の額については、基本分単価(⑥)の額に従業員枠の子どもの場合(⑦)の調整率を乗じて得た額)、処遇改善等加算Ⅰ(⑧)、障害児保育加算(⑩)及び夜間保育加算(⑫)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))</p> <p>(1) 直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある事業所について調整されているか。          なお、保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。          また、上記の状態にある事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。          なお、小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所内保育事業については、定員19人以下の事業であるが、定員を超えて22人までの受け入れが可能であること。          (注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項          利用定員を超えて受け入れる場合であっても、事業所の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、家庭的保育事業等設備運営基準及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。          (注2) 年間平均在所率          当該年度内における各月の初日の<b>利用</b>子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(ア) 当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) 本調整措置が適用される事業所における基本分単価(⑥)から土曜日に閉所する場合(⑬)の額については、それぞれの額の総和に<b>各月初日の利用子ども数の区分及び</b>地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。))</p>	<p>留意事項通知別紙8 IV 4.(3)</p> <p>留意事項通知別紙8 V 1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 V 1.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 V 1.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
(6) 特定加算部分 ア 処遇改善等加算Ⅱ (20)	<p>(1) この加算については、<u>令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</u>に定めるとおり、加算しているか。</p> <p>(2) この加算額の算定は次のとおりされているか。</p> <p>(ア) 利用定員6人以上            処遇改善等加算Ⅱ-①及びⅡ-②の<u>令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</u>に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日に利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(イ) 利用定員5人以下            処遇改善等加算Ⅱ-①又はⅡ-②の<u>令和4年11月7日付け府子本第968号等通知</u>に定められる額を各月初日に利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙8 VI 1.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 VI 1.(2)</p>
<u>イ 処遇改善等加算Ⅲ (21)</u>	<p>(1) <u>この加算については、令和4年11月7日付け府子本第968号等通知に定めるとおり、加算しているか。</u></p> <p>(2) <u>この加算額は、令和4年11月7日付け府子本第968号等通知に定める額に対象人数を乗じて得た額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</u></p>	<p>留意事項通知別紙8 VI 2.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 VI 2.(2)</p>
<u>ウ 冷暖房費加算 (22)</u>	<p>加算額は、以下の地域の区分に応じて定める加算額とされているか。</p> <p>一級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</p> <p>二級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</p> <p>三級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</p> <p>四級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</p> <p>その他地域：上記以外の地域をいう。</p>	<p>留意事項通知別紙8 VI 3.(1)</p>
<u>エ 除雪費加算 (23)</u>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に事業所が所在しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単</p>	<p>留意事項通知別紙8 VI 4.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
<p><b>オ</b> 降灰除去費加算(㉔)</p>	<p>価に加算されているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条第1項に規定する降灰防除地域に事業所が所在しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>VI4.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 VI5.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 VI5.(2)</p>
<p><b>カ</b> 施設機能強化推進費加算(㉕)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施しているか。</p> <p>i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している事業所(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)</p> <p>v 障害児(軽度障害児を含む。)(注4)が1人以上利用している事業所(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)</p> <p>(注1) 取組の実施方法の例示</p> <p>i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</p>	<p>留意事項通知別紙8 VI6.(1)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>主 栄養管理加算 (26)</p>	<p>ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。  (注2) 取組に必要な経費の額取組に必要な経費の総額が、概ね 16 万円以上見込まれること。  (注3) 支出対象経費  需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）  (注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳の交付の有無は問わない。医師による診断書、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p> <p>(3) この加算の適用を受けた事業所は、翌年 4 月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用（注）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。  （注）栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</p> <p>（1）の要件に適合しなくなった場合は、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とされているか。  （ア） 配置（注1） 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目（3）アの（2）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額を、各月初日 の利用子ども数で除して得た額とする。  （イ） 兼務（注2） 定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目（3）アの（2）</p>	<p>留意事項通知別紙 8 VI 6. (3)</p> <p>留意事項通知別紙 8 VI 6. (4)</p> <p>留意事項通知別紙 8 VI 7. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 8 VI 7. (2)</p> <p>留意事項通知別紙 8 VI 7. (3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>ク 第三者評価受審加算(㉗)</p>	<p>で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額を、各月初日 の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(ウ) 嘱託(注3) 定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。</p> <p>(注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。</p> <p>(注3) 配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p> <p>(2) 加算の認定 (注) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできない。</p> <p>(3) この加算の認定(注)がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙8 VI 8.(1)</p> <p>留意事項通知別紙8 VI 8.(2)</p> <p>留意事項通知別紙8 VI 8.(3)</p>